

コロナ禍の経済情勢と東京都財政の課題

伊藤久雄（認定NPO法人まちぼっと理事）

さる5月5日、東京都は「緊急事態宣言」延長の中で～東京都の新たな“戦略”～を副知事依命通達として市区町村に通達した。具体的な内容は次の4点である。

第1 新型コロナウイルス感染症との戦いを乗り越え、未来の東京を切り拓く集中的・重点的な取組

＜集中的・重点的に取り組む業務＞

- (1) 新型コロナウイルスの感染拡大を抑えこみ、都民の「命」を守る取組
- (2) 都民の生活や東京の経済活動をしっかり支える取組
- (3) 課題への大胆な挑戦により、社会の変革を促し、東京の未来につなげる取組
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策全体に関する業務

第2 集中的・重点的な取組を進めるための執行体制の整備

(後述)

第3 長期戦略について

長期戦略としてとりまとめる時期については、別途検討する。

第4 都政の特別体制への移行及び解除のプロセス

(後述)

第1と第4の課題は、今後の都財政に大きく関わるもので、当然市区町村の財政にも深刻な影響を及ぼす可能性が高い。どのような影響を及ぼす恐れがあるのか、以下リーマンショック時の影響も踏まえながら、今次の課題を考えてみたいと思う。

1. リーマンショックと東京都財政

リーマンショックは2008年（平成20年）にアメリカで起きた。この金融危機は各国へ連鎖的に広がった。日本でも株価が急落し、企業収益が大幅に悪化した。企業収益の悪化により、2009年度（平成21年度）の都税収入は法人二税が大幅に落ち込んだことにより、過去最大の減収となり、前年度に比べて18.8%減（約1兆円）となった。その概要は下表のとおり。

この都税収入は単年度限りのことではなく、数年にわたって続いたことも特徴的である。次のグラフは小池知事の予算編成までは東京都財務局がよく使ったものであった。小池知事になってからの予算説明では急落の矢印は描かれていない（財務当局というより、小池知事の怠慢ではないか？）。したがってこのグラフは、2016年度（平成28年度）予算案の概要説明で使われたものである。私は、東京都財政を語るときには必須の資料でもあると考え

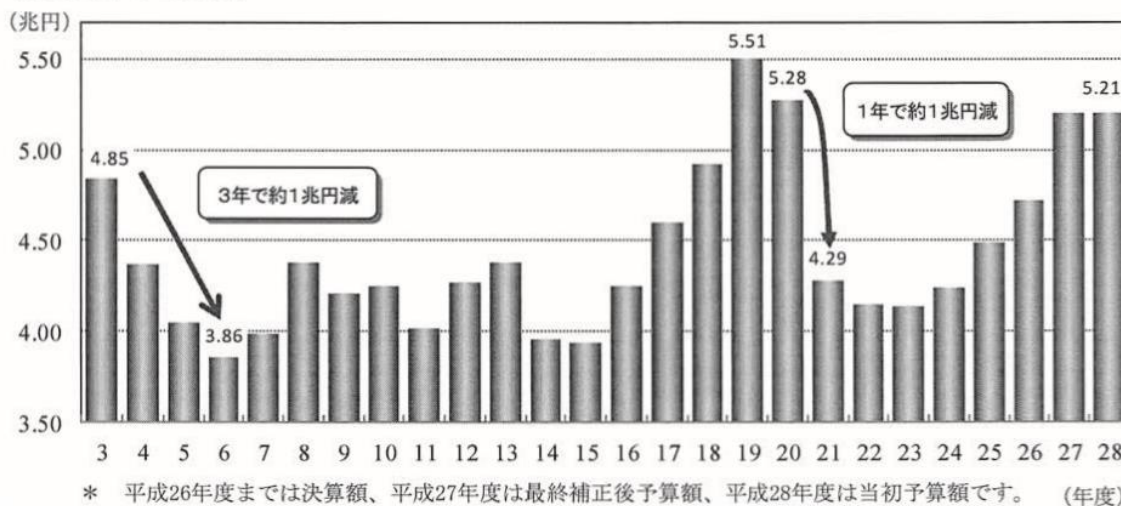
ている(なお平成3年度から3年にわたっての約1兆円の減収はバブル崩壊のためである)。

(単位:億円、%)

区 分	21年度 決算額 A	21年度 補正後 予算額 B	20年度 決算額 C	比 較 増 減			
				対21年度		対20年度	
				補正後 A-B	増減率	決算額 A-C	増減率
都 税 総 額	42,867	42,532	52,801	336	0.8	△ 9,934	△ 18.8
法 人 二 税	13,523	13,369	23,812	155	1.2	△ 10,289	△ 43.2
固 定 ・ 都 市 計	12,839	12,838	12,296	2	0.0	543	4.4
個 人 都 民 税	8,086	8,055	8,161	31	0.4	△ 75	△ 0.9
そ の 他	8,419	8,270	8,532	149	1.8	△ 113	△ 1.3

(注) 各計数は表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

《都税収入の推移》



このグラフで明らかなように、リーマンショック時の都税収入、とりわけ法人二税の大幅な減収は約4年にわたって継続した。都税収入が2007年度(平成19年度)の水準を回復したのは、ようやく2019年度(令和元年度)決算においてであった。ただしこの間の税制改正(都からみたら改悪)による減収が続いた影響もある。

2. 東京都のコロナ禍の中での「戦略」

東京都の副知事依命通達は5月5日、すなわち「緊急事態宣言」が延長された際のものであったが、現在「緊急事態宣言」は解除されたもののコロナ禍が収束したわけではない。6月11日は「東京アラート」を解除し、休業要請も19日には全面解除することになった。しかし、第二波、第三波への警戒も叫ばれ、感染拡大以前にいつ戻るのか不透明である。した

がって、経済情勢の悪化は如何ともしがたく、依命通達で示した次の課題は引き続き重要である。

第2 集中的・重点的な取組を進めるための執行体制の整備

第4 都政の特別体制への移行及び解除のプロセス

(1) 集中的・重点的な取組を進めるための執行体制の整備

具体的には、各局において現在運用しているBCP（事業継続計画）の再点検を行った上で、以下の視点から、速やかに取り組むこととするとしている。

- ・ 既存事業の分類を行い、優先度の低い事業は休止、縮小又は延期させ、最小限の人員で執行できる体制を構築すること。
- ・ 既存事業の執行体制の縮小により、新型コロナウイルス感染症対策等に係る全庁的な応援人員を確保するとともに、テレワークや自宅勤務を最大限活用することで、出勤抑制の継続を徹底すること。
- ・ 既存事業の休止、縮小又は延期に際し、組織体制、人員体制に関する事項については総務局と、個別事業や財源に関する事項については財務局と、「『未来の東京』戦略ビジョン」などに関する事項については政策企画局と十分調整を行うこと。

<既存事業の分類の視点>

(1) 現下の状況を踏まえ速やかに休止する事業（既に休止している事業は休止を継続）

① 人と人との接触による感染リスクが高いと考えられる事業

<具体的な事業の例>

- ・ 図書館や文化・スポーツ施設などの都民開放型施設の運営
- ・ 文化・スポーツイベントや各種啓発イベント、講習会等の実施
- ・ 対面による庁内会議や委員会、検討会等の運営、職員研修の実施 など

② 集中的・重点的な取組に注力するために休止する事業

<具体的な事業の例>

- ・ 築地市場跡地の再開発手続き、区画整理、市街地再開発など、都市開発の推進等に関する事業
- ・ 都民の城の改修、都立学校の改修、街路整備、都営住宅の建替えなどの施設整備又は計画修繕
- ・ スポーツ振興、観光振興、都市外交、行政計画、統計調査、都民・大学研究者等による事業提案制度、採用試験等の実施、調査研究 など

(2) 最小限の体制まで縮小させる事業

① 都民生活への影響を踏まえた運用の工夫を行った上で、最小限の体制で継続させる事業

＜具体的な事業の例＞

- ・ 税の賦課徴収、都民の声など各種窓口の運営、栄養士免許や宅地建物取引業免許などの各種免許の交付、建設業許可など各種営業許可、旅券の発給 など
- ・ 特定建築物の定期調査などの法定点検、取引指導などの各種監視・指導監督、環境影響評価などの各種法定事務 など

② 都の行政機能を確保するための事業

＜具体的な事業の例＞

- ・ 都庁舎や都立施設を維持するための応急修繕
- ・ 予算編成、出納、経理、庶務、文書、人事、広報、訴訟事務、基幹業務システム維持管理 など

(3) 執行上の工夫を行った上で継続させる事業

① 都民生活や都市機能の維持に関する事業

＜具体的な事業の例＞

- ・ 都営交通の運行、水道水の安定供給など、ライフラインの維持に関する事業
- ・ 道路や橋梁、都営住宅などの都市インフラを維持するための応急修繕
- ・ 防災、減災など、都民の生命・財産への直接の関連性が高く、直ちに取り組む優先度が高いと考えられる事業
- ・ 大気汚染、土壌汚染などの環境規制や廃棄物処理に関する事業 など

② 東京 2020 大会の開催準備

＜具体的な事業の例＞

- ・ 東京 2020 大会の開催延期に伴う影響への対応

(2) 都政の特別体制への移行及び解除のプロセス

都政の特別体制への移行及び解除のプロセスは、特別体制への移行プロセスと特別体制の解除プロセスの2項目からなっている。課題になるのは、特別体制への移行プロセスである。その内容は以下のとおり。

① 集中的・重点的な取組に注力するための体制への移行

- ・ 各事業所管局は、現下の危機的な状況を十分踏まえ、既存のBCP（事業継続計画）の再点検を行うとともに、「既存事業の分類の視点」に基づき、休止、縮小又は延期する具体的な事業の分類を行った上で、順次、既存事業の執行体制を縮小させること。
- ・ 各事業所管局は、既存事業の執行体制の縮小により、引き続き、全庁的な応援人員を確保するとともに、感染症拡大防止対策やこれに伴う雇用・経済支援などの緊急対策、医療・福祉施設や上下水道等のライフラインの維持等に従事する職員を除き、テレワークや自宅勤務を最大限活用することで、職員の出勤を2割程度に抑える体制を徹底すること。

- ・ 出勤抑制の中にあっても、テレワークや Web 会議などを最大限に活用して議論を行うなど、効率的な業務遂行に努めること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症との戦いを乗り越え、未来の東京を切り拓く取組に集中的・重点的に対応する体制を徹底し、5月の連休明けの早い段階から、特別体制に移行することとし、各局における特別体制については、別途指示する方法により、総務局及び財務局に報告すること。

② 政策企画局及び総務局、財務局との調整 (略)

③ 局間の柔軟な応援体制の構築 (略)

④ 予算の繰越制度の活用等による対応 (略)

(3) 公共工事や設計等委託の新規公告の停止と再開

副知事依命通達が出される以前から、財務局は公共工事や設計等委託の新規公告を中止していた。依命通達後に再開しているが、その間の経緯は以下のとおりである（建設通信新聞より）。

▽ ▽ ▽

財務局は7日、原則として停止していた公共工事や設計等委託の新規公告を再開することを決めた。契約事務手続き中の案件はこれまでどおりの対応を取る。ただし、都は現在、新型コロナウイルス感染症対策で既存事業を縮小する方針を打ち出している。このため、公告は事業の必要性や優先度を精査した上で行う方針で、公告件数は停止解除後も大きく増加しない見通しだ。

新規公告の停止措置は、感染症対策やライフラインなど、都民生活や経済活動を確保するために必要な案件を除き、コロナウイルス感染症の拡大防止措置の一環で4月8日から開始した。

停止解除後は通常どおりの公告が可能となるが、都財務局は「すぐさま公告件数などが通常に戻るわけではない」と話す。背景には、都が5日に公表したコロナ対策に関する都政の方針がある。この中で、コロナや経済対策に重点を置く特別体制を構築するため、既存事業の一部を当面縮小する方針が打ち出された。

道路・橋梁など都市インフラを維持するための応急修繕や、防災・減災といった都民の生命・財産に直接関連する事業は継続する方針だが、既存の区画整理や市街地再開発などの事業は休止する。

5日の方針を受け、現在庁内各局が所管事業の仕分けを行っている。ただ、インフラや防災関連の事業の多くを所管する都建設局は「発注量に極端な変動は生じない」とみている。

△ △ △

上記記事中の最後にある「庁内各局が所管事業の仕分け」が課題である。建設局は「発注量に極端な変動は生じない」とみているとされるが、区画整理や市街地再開発などを所管す

る都市整備局や他の局も含めた全庁的な事業仕分けがどうなるかを注視しなければならない。

3. 2020年度4月補正予算（案）

東京都は、新型コロナウイルス感染症と都民生活や経済等への影響に対する「東京都緊急対策（第四弾）」に掲げる施策のうち、6月までに着手すべき事項について、予算上の措置を講じるために、4月補正予算（案）を都議会に提出し、6月10日可決した。補正予算の柱は次の3点である。

- 1 新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する対策
- 2 経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化
- 3 社会構造の変革を促し、直面する危機を乗り越える取組

補正予算の規模は次のとおり。

区分	今回補正	既定予算	計
一般会計	3,568億円	7兆4,126億円	7兆7,694億円
特別会計	一億円	6兆152億円	6兆152億円
公営企業会計	6億円	2兆851億円	2兆856億円
合計	3,574億円	15兆5,129億円	15兆8,703億円

財源（一般会計）は以下のとおり。

区分	歳出	歳出（うち国庫支出金）	歳出（うち財政調整基金繰入金）	歳出（うち基金繰入金）	歳出（うち諸収入）
一般会計	3,568億円	58億円	3,442億円	15億円	54億円

ところで、基金残高（普通会計ベース）は、今年度当初予算（規定予算）では、東京2020大会の開催準備と3つのシティに位置づけられた課題を実現するための施策に必要な財源として、「3つのシティ実現に向けた基金」を7,332億円取り崩した。その結果、基金残高は、2020年度末で1兆7,430億円となっていた。

しかしこの4月補正予算の結果、基金取り崩しは3,457億円（財政調整基金3,442億円、3つのシティ実現に向けた基金15億円）に及んでいる。2020年度末の年度末残高は一挙に1兆3,973億円まで減ることになる（2019年度末残高は2兆4,733億円であったから、1兆円を超える減額になる）。とりわけ財政調整基金は、2019年度末残高9,032億円から5,590億円まで減ることになる。

今後、コロナ禍が収束せず、再度補正を組まなければならない事態も予想される。今年度を取り切ったとしても、来年度予算編成に向けた財源確保はきわめて困難な局面を迎えることは間違いない。

また東京オリンピック・パラリンピック開催の是非も難題である。開催に固執すれば、東京都の財政負担はさらに膨らむであろう。中止したとしても、オリンピック組織委員会の赤

字は膨大になると予想される。そうした事後処理も難題である。私見としては、一時でも早く中止を決断すべきだと考えるが如何に。

4. 今後の課題

コロナ禍が収束せず、秋以降の第二波、第三波への懸念もある中、都財政に関わる課題は今年度よりも来年度以降により顕在化すると思われる。

先の依命通達の「第3 長期戦略」は、「長期戦略としてとりまとめる時期については、別途検討する」としており、おそらく来年度予算編成と同時並行的に考えられていくのではないと思われる。実は東京都は昨年12月27日、「東京都の財政収支の長期推計」を公表していたが、その見直しも迫られる。ただし現時点では、今年度や次年度以降の都税収入の見通しなどは明確にできないので、考えられるか課題を列挙することにとどめたい。

- ① 東京都の財政収支の長期推計
- ② 積立金残高、とりわけ財政調整基金の推移
- ③ コロナ後の都民生活のあり方と都政の課題・重点政策の再検討
- ④ 公共工事、防災など、都民的視点にたった見直し
- ⑤ 東京オリンピック・パラリンピックの中止（の是非）

ところで、都知事選挙が次の日程で行われる。

- ・ 告示日：2020年（令和2年）6月18日
- ・ 投票日：2020年（令和2年）7月5日

新知事が誰になるとしても、新知事は難局に立ち向かうことになる。

<参考資料>

- ◆新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた 当面の都政の運営について（依命通達）
https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/007/819/2020050506.pdf
- ◆令和2年度4月補正予算（案）について
<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2020/04/15/07.html>
- ◆東京都の財政（2020年度版）2020年4月
<https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/syukeil/zaisei/0204tozaisei.pdf>
- ◆東京都の財政収支の長期推計（概要） 2019年12月27日 財務局
https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2019/12/27/documents/04_01.pdf